

第176回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成30年3月27日（火）午後1時30分～午後3時

2 場 所 ルポールみずほ 2階 桔梗の間

3 議事案件等

- (1) 議案第1号 北秋田都市計画道路の変更について
- (2) 議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）
- (3) 議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく工作物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（14人）
山口邦雄、高瀬俊作、村田勝敬、渡邊綱平、木元慎一、谷川原郁子、鎌田康文、東北地方整備局長代理 今野敬二、東北運輸局長代理 木村和博、東北農政局長代理 浅沼慶二、秋田県警察本部長代理 三浦稔、工藤嘉範、原幸子、三浦茂人、阿部文夫
- (2) 欠席委員（2人）
佐藤由深子、門脇光浩

5 議事の概要等

- (1) 資料確認、あいさつ

○山本幹事

それでは定刻より若干早いですが皆さまお揃いのようなので、ただ今から秋田県都市計画審議会を開催します。はじめに、資料の確認をさせていただきます。議案書はあらかじめお送りしていますが、本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、両面の「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」のA4版3枚の資料と、議案書の3ページ目の差替をお配りしています。以上について、不足がありましたらお知らせください。

それでは開会に先立ちまして、秋田県建設部次長の佐藤幹事より、ご挨拶申し上げます。

○佐藤幹事

秋田県建設部次長の佐藤です。委員の皆さまには、この年度末の大変お忙しいなか都市計画審議会にご出席いただき、御礼申し上げます。また、日ごろから都市計画行政を含めて、県政全般にわたりご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

また、委員の改選がありまして、今回の審議会から、秋田県議会の工藤議員、原議員、三浦議員に新たに委員にご就任いただいております。そして町村議会議長の代表委員として、大潟村議会の阿部議長に委員にご就任いただいております。改めまして、新任の委員の

皆さまには御礼申し上げます。

今週、昨日今日あたりからやっと春らしさが芽吹いています。振り返りますと、この冬は、特に県南を中心に豪雪になり、最近の状況ですと、県の道路除雪に要する経費もこの冬すでに60億円かかっているという状況で、これは過去最高になります。これまでの記録が概ね49億円弱くらいだったんですが、それを大きく上回るということです。

さらに時間を遡りますと、昨年7、8月の度重なる集中豪雨によって各地で被害が頻発しまして、これも県の関係の土木施設の復旧費、堤防のかさ上げ等の改良復旧分を含めると、約363億円という復旧事業費の金額になっており、このように激甚化する災害等への対応、防災、減災というものが大きな課題となっています。

新年度から県の第3期の元気プランがスタートし、そのなかで一番大きな課題が人口減少克服と、そのための重点戦略ということになりますが、建設部としては、それに加えて、基本政策としての県土の保全や、防災力強化ということをテーマとして、その点についてもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

さて、本日の案件ですけれども、都市計画道路の変更が1件、建築基準法の規定に基づく建築物、工作物の敷地の位置の許可に関するものが2件です。委員の皆さまには、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜ればと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山本幹事

続きまして、都市計画課長の竹村幹事から、新たに委員にご就任いただいた皆さまを紹介させていただきます。

○竹村幹事

都市計画課長の竹村です。前回の審議会以降に新たに委員にご就任いただきました皆さまをご紹介申し上げます。

秋田県議会議員の工藤嘉範委員です。

○工藤委員

工藤嘉範です。よろしくお願いいたします。

○竹村幹事

同じく秋田県議会議員の原幸子委員です。

○原委員

原です。よろしくお願いいたします。

○竹村幹事

同じく秋田県議会議員の三浦茂人委員です。

○三浦委員

三浦です。よろしくお願いいたします。

○竹村幹事

秋田県町村議会議長会会長の阿部文夫委員です。

○阿部委員

阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○竹村幹事

また、人事異動により行政機関の委員につきましても変更がありました。東北地方整備局長の津田修一委員ですが、本日は代理で、秋田河川国道事務所の今野敬二所長にご出席いただいています。

○今野代理委員

今野です。よろしく申し上げます。

○竹村幹事

東北農政局長の木内岳志委員ですが、本日は代理で、東北農政局農村振興部農村計画課の浅沼慶二課長補佐にご出席いただいています。

○浅沼代理委員

浅沼です。よろしく申し上げます。

○竹村幹事

秋田県警察本部長の森末治委員ですが、本日は代理で、秋田県警察本部交通規制課の三浦稔課長にご出席いただいています。

○三浦代理委員

三浦です。よろしく申し上げます。

○竹村幹事

以上でご紹介を終わります。

○山本幹事

それでは審議に入りたいと思いますが、以後の進行は、議長であります山口会長にお願いします。

(2) 開会、議案署名人指名

○山口会長

秋田県立大学の山口です。新たに委員に就任されました委員の方々、よろしく申し上げます。それでは、ただ今から第176回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2名を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、渡邊委員と谷川原委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○渡邊委員

はい。

○谷川原委員

はい。

○山口会長

お願いします。

(3) 報告事項

○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から説明をお願いします。

○山本幹事

ご報告します。議案書の表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しています。

まず、「議案第4号 仙北都市計画道路の変更について」は、角館地区の都市計画道路の見直しにより区間の変更をしたものです。本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を平成29年4月4日付け秋田県告示第194号で告示しています。

次に、議案第5号及び議案第6号の「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」ですが、都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。本審議会での答申を受けまして、いずれの議案も平成29年3月27日付けで特定行政庁秋田県知事より許可されています。以上です。

○山口会長

ありがとうございます。ただ今の報告について、何かご質問等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

【特に意見なし】

(4) 議案第1号 仙北都市計画道路の変更について

○山口会長

続きまして、本日の議案の審議に入ります。なお、本日は、議案第2号及び議案第3号の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定により、特定行政庁である秋田県から担当職員にも出席していただいております。

それでは「議案第1号 北秋田都市計画道路の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○長谷川幹事

県の都市計画課の長谷川と申します。私の方からパワーポイントでの説明ですので、座って説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。それでは議案第1号、北秋田都市計画道路の変更について、ご説明いたします。

はじめに、都市計画区域の位置についてご説明します。黒矢印の一点鎖線で示しているのが北秋田市の行政区域です。赤色の部分が北秋田都市計画区域であり、鷹巣地区・合川地区・米内沢地区及び阿仁前田地区で構成されています。区域の北側には国道7号やJRが東西に横断しており、国道105号や秋田内陸線が南北に縦貫しています。また、区域の中央に大館能代空港や日本海沿岸東北自動車道が位置しています。

続きまして、北秋田都市計画道路の整備状況についてご説明します。都市計画道路の路線数は27路線あります。延長は約53.6kmとなっています。古い道路では、昭和20年代に決定されたものがあり、60年以上経過しています。整備延長の内訳としては、整備済みが32%、整備中が1%、未整備、暫定整備が67%となっています。未整備の道路については、都市計画決定から概ね20～30年、長いものでは60年以上となっています。

続きまして、今回の議案に係る鷹巣地区の都市計画道路の整備状況について、ご説明します。黒線が整備済み区間、青線が暫定整備区間、若しくは現道がある区間、緑線が現道がなく都市計画道路としても未整備の区間です。現道がない未整備の都市計画道路は、

市街地の縁辺部を通る道路となっています。この図から、整備済み・暫定整備・現道などの状況をみると、道路幅の狭い区間はあるものの、概ね市街地内及び主要な幹線道路へ通ずる道路ネットワークは形成されているものと考えられます。

次に、北秋田市の社会情勢の変化についてご説明します。人口については減少傾向が継続しており、今後も減少が予測されます。人口減少は、自動車交通量減少の要因と考えられ、都市計画道路が見直される背景の一つとなっています。

こうした中で、北秋田市では、都市計画マスタープランにおいて、社会情勢や交通事情の変化を踏まえて、道路の役割や位置付けについて検討しています。その中で、秋田県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、長期未着手の都市計画道路について検証を実施しました。検証は、必要性・実現性と総合的な観点から評価しています。その結果、都市計画道路27路線のうち、9路線が全区間廃止、1路線が一部区間廃止の候補となり、北秋田市の都市計画審議会の議を経て、この2月に廃止の告示がされたところです。廃止道路については、現況交通量・将来交通量ともに少ない道路、若しくは整備済み道路や現道などで代替できるものとなっています。なお、今回の廃止は市道に係る都市計画道路であるため、市の決定となりますが、国道及び県道に係るものについては県決定となり、県の都市計画審議会に諮ることになります。

次に、関連する県決定の変更対象路線についてご説明します。この図では、左側が北の方角となっていますのでご注意ください。一つ目は太田川口線です。国道105号を起点として、鷹巣の市街地を西側へ通過した後、南側の大館能代空港方面へ通ずる道路です。二つ目は大町田中線です。市街地の中心部を起点として、北側の国道7号方面へ通ずる道路です。いずれも、北秋田市決定の都市計画道路の廃止に伴う変更となっています。

その変更内容についてご説明します。赤色で着色された道路が太田川口線です。水色で着色された道路が今回、市決定により廃止された都市計画道路であり、この道路との交差点5箇所、赤の丸印のところにおいて変更があります。少し詳細にご説明すると、赤丸で示した2箇所の交差点において、縦に走る都市計画道路の廃止に伴い、交差点の隅切り部、黄色の部分の太田川口線の区域から除外するものです。

次に大町田中線です。赤色で着色された道路が大町田中線です。水色で着色された道路が、今回市決定により廃止された都市計画道路であり、この道路との交差点1箇所、赤丸の部分で変更があり、先ほどの説明と同様に隅切り部を除外するものです。

都市計画図書の計画書における変更についてご説明します。太田川口線では、構造の平面交差10箇所を5箇所に変更します。大町田中線では、構造の平面交差3箇所を2箇所に変更するとともに、車線数が未決定だったものを2車線に決定するものです。以前は車線数の定めが不要だったのですが、法改正により定めることが必須となったため、変更の際に決定するものです。

最後にスケジュールについてご説明します。住民説明会は、北秋田市主催により、鷹巣地区と森吉地区で2回開催していますが、森吉地区の参加者はいませんでした。また、パブリックコメントも実施しています。どちらについても、今回廃止になった道路に対して意見等はありませんでした。その後北秋田市へ意見聴取し、異存なしとの回答をもらっています。計画案を縦覧し、意見等はなく、本日の審議会に至っています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○山口会長

ありがとうございます。それでは、ただ今説明のありました議案第1号について、何かご意見やご質問等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

はい、今野代理委員ですね、お願いします。

○今野代理委員

交差点がなくなることに伴って隅切りの部分をなくすという話なんですけれども、これは元々2車線の都市計画ですよ。そうすると、そこに右折レーンはなかったのでしょうか。一定の幅員の中で処理するので、右折レーンには影響がないという扱いでよろしいん

ですか。

○長谷川幹事

基本的には16mの幅員で決定されていて、交差点部分では若干拡幅があつて17mというところもあります。本線の部分は基本幅員で実際に造るんですけども、交差する都市計画道路の廃止に伴って、全部ではないですが若干隅切りが要らなくなるところもあるため、そこを都市計画道路の区域から除外するという今回の内容です。

○今野代理委員

16mの中で右折レーンがあるところは、路肩の考え方を変えることで一定の幅員の中で納まるので、右折レーンについては都計変更をしない必要はないですね、という解釈でよろしかったでしょうか。

○長谷川幹事

そのような解釈で結構です。

○今野代理委員

それと、もうひとつ。この計画をなくすことに伴って、計画が残るところの交差点に車が集中しないかということです。逆にそちらの方に右折レーンとかは必要ないんですかというような。交差点をなくすことによる交通量の影響が、前後の交差点に及びませんかという質問です。

○長谷川幹事

廃止される道路がありますので、当然ながらそれなりに交通の配分は変わります。ただし、廃止に伴って一番交通量が延びるのが、今矢印で示している部分なんですけれども、ここの部分の道路が概ね2000台くらい交通量が増えることとなっています。ただし、設計基準交通量に対しては若干オーバーするんですけども、それほど大きくオーバーするものではないですし、交差点についても今のところ渋滞発生ポイントとなっていませんので、大丈夫だという認識でいます。

○山口会長

いかがでしょうか。

○今野代理委員

ちなみに、混雑度はいくらになっているか分かりますか。

○長谷川幹事

混雑度は、道路が廃止された後の見直し後で、当該区間が1.24まで上がっています。

○山口会長

よろしいでしょうか。

○今野代理委員

はい。

○山口会長

この都市計画の変更の前に、きちんと交通量の調査をシミュレーションしているわけですよ。そのときには、市道の廃止なりの話はあつて、県道については特段廃止という話は今のところないわけですよ。

○長谷川幹事

県道についても、今回必要性、実現性、総合的な観点から検討した結果、存続という判断に至っているところです。

○山口会長

なるほど。そうするとシミュレーションは全体でやっていて、大きな混雑の問題は発生しないという予測結果があるということですね。はい、ありがとうございます。

あと確認ですけれども、交差部の隅切りの県決定部分を廃止するというのですが、特段隅切りがすごく小さくて問題があるとか、そういうところは実態としてはないということなんですね。

○長谷川幹事

そうです。実態としては、現在も支障なく円滑な交通が確保されているので、問題ないという認識です。

○山口会長

そうでしたね。はい、ありがとうございます。他にいかがですか。

大きな変更ということではなくて、市道の廃止に伴う隅切り部の話でしたので問題はないと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、この議案第1号につきまして採決を取りたいと思います。本議案につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

はい、ありがとうございます。それでは、本議案については原案どおり可決ということにします。

(5) 議案第2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の決定について

○山口会長

続きまして、「議案2号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○長谷川幹事

事務局の都市計画課の長谷川です。私の方から、議案の詳しい内容に入る前に、産業廃棄物処理施設の都市計画の取扱いについてご説明します。一年前の都市計画審議会においてこのことについて話があったことから、今回ご説明するものです。

都市計画区域内に廃棄物処理施設を新設・増設するためには、建築基準法の規定により、方法としては2つあります。ひとつは都市施設として都市計画決定をする方法、もうひとつは建築基準法第51条ただし書きによる許可を得る方法です。このうち、産業廃棄物処理施設の新築等については、県の都市計画審議会に付議されるものとなります。

先ほど説明しました2つの違いについてです。はじめに、土地利用、土地収用における違いについては、都市計画決定されると、決定された区域内において、当該都市計画に適合しない建築物の建築が規制されることとなります。また、収用権が付与され、土地収用が可能となります。

次に、施設変更における違いについてですが、都市計画決定された区域内においては、施設の変更が可能で、例えば、処理能力を2倍や3倍に変更することが可能となります。対して、ただし書きによる許可においては、処理能力を1.5倍超に変更する場合は再度ただし書きによる許可が必要となります。

手続きにおいても違いがあり、大きな違いとしては、都市計画決定においては住民説明会や計画案の縦覧が実施され、住民に広く周知されることとなります。

このような上で、都市計画決定については、国土交通省の都市計画運用指針に次のとおり示されています。廃棄物処理施設で都市計画決定することが望ましい施設として、特に公益性の高い施設、それから都道府県廃棄物処理計画に位置付けられた施設、次に都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設、最後に恒久的かつ広域的な処理を行う施設です。

また、都市計画法の運用Q&Aでは、次のとおり示されています。産業廃棄物処理施設を都市施設として都市計画決定することができるか、という問に対して、都市計画施設は、施設の建設に際し、事業施行者に収用権を与えるだけの公共性を有することが必要である、という回答になっています。

対して、ただし書きによる許可については、建設省時代の通知に次のとおり示されています。建築基準法第51条ただし書きによる許可で取り扱う範囲は、おおむね次の各項目に掲げる場合であるとして、ひとつめとして市街化の傾向のない場所に位置、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ないもの、次に将来の情勢によって移転等が予想されるもの（暫定的なもの）、次に用途地域等の都市計画がない場合、最後に関係部局が公益上やむを得ないと認める場合、このように示されています。

以上の規定を勘案し、今回の二つの議案については、ただし書きによる許可により、本都市計画審議会に付議することが妥当と判断したところです。以上です。

○亀山幹事

建築住宅課の亀山と申します。議案の説明に先だちまして、51条ただし書きによる廃棄物処理施設の申請があった場合の、県の審査体制等についてご説明します。スクリーンの方をご覧ください。

廃棄物処理施設を建築する場合、様々な法律に適合する必要がありますが、主な法規制として廃棄物処理法と建築基準法があります。廃棄物処理法については環境部局が、建築基準法については建設部局が、それぞれ審査することになりますが、県では許可手続きが円滑に進むように連携体制を構築しています。具体的には、各地域振興局の環境部局で設置許可申請を受理したときに、各地域振興局の建設部局に情報提供を行い、廃棄物処理法を扱う環境部局と建築基準法を扱う建設部局が足並みをそろえて、それぞれが所管する法律に基づき許可を行う体制にしています。

なお、議案の廃棄物処理施設についての環境部局の審査の状況ですが、スクリーンの赤線内の事前協議を要しない施設に該当し、平成29年10月3日付けで環境部局が設置許可申請書を受理しています。

次に、法第51条許可について建設部局で審査する範囲ですが、スクリーンのオレンジの部分の判断要件にあります、都市計画との整合性の確認、敷地の周辺状況の確認、環境部局で事前協議等が行われているかの確認、になります。なお、建築基準法で規定する防火、構造及び避難等の規定については、51条許可後に申請される建築確認の手続きにおいて、建築主事等が確認することになっています。

それでは、議案第2号についてご説明します。スクリーンをご覧ください。本議案は建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の事案です。申請者は、世紀東急工業株式会社、申請施設は、がれき類の破碎を行う産業廃棄物処理施設です。申請地は、湯沢市関口字土樋で、湯沢市の都市計画区域内に位置しています。今般、都市計画区域内に産業廃棄物処理施設の建設にあたり、許可を必要とするものです。

なお、今回の施設は、申請者が平成18年度に都市計画審議会の同意をいただき、湯沢市山田に建設した産業廃棄物処理施設を、事業の集約のためアスファルトプラントがある申請地に移転するもので、廃棄物の処理に係る破碎機は従前使用していたものを移設して使用する計画としています。本件の処理施設ですが、これはがれき等を破碎する施設であり、一日あたり600トンの処理能力を有する産業廃棄物処理施設です。

それでは、資料10ページをご覧ください。秋田県都市計画審議会に付議された理由に

ついてご説明します。

建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内における卸売市場、火葬場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物等は位置の制限を受けます。その他政令とは、建築基準法施行令第130条の2の2を指しますが、第2号イにより、廃棄物処理法施行令第7条に規定された産業廃棄物処理施設が位置の制限を受ける処理施設と規定されています。

本件処理施設は、一日あたり600トンの処理能力を有するがれき類の破碎施設であり、一日あたりの処理能力が5トンを超えますので、廃棄物処理法施行令第7条第8の2号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設として位置の制限を受けることとなりますので、建築基準法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となります。以上のことから、建築基準法第51条ただし書きによる許可にかかる手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議させていただくものです。

次に、建築基準法51条許可の判断要件の適用条件について、ご説明します。スクリーンをご覧ください。県では許可の判断の要件として、都市計画との整合性、敷地の周辺状況、環境部局の事前協議等の完了、の3点を取り決めています。各要件の適合状況についてご説明します。

はじめに、都市計画との整合性についてです。都市計画を定める湯沢市から、用途地域の指定がない地域であり都市計画上支障ないとの意見をいただいております。

次に、敷地の周辺状況についてです。前面道路幅員が幅員6mで大型車両通行に支障がないこと、及び敷地から100mの範囲内に教育文化施設、医療施設、及び福祉施設がないことから、要件を満たしております。

最後に、環境部局との事前協議等の完了です。環境部局で廃棄物処理法の許可申請を平成29年10月3日に受理し、廃棄物処理法上支障ないものと認め同年12月12日付けで許可しています。以上から、判断要件について、適合すると判断しています。

ここで、敷地の位置についてご説明します。敷地は湯沢市関口字土樋であり、市道中川原堤防線沿線に位置しています。敷地の西側、図面の左側は雄物川であり、敷地の北側、上の方には湯沢市の火葬場があります。また、敷地の東側は田園が広がっており、田園のさらに東側には湯沢横手道路や国道13号が位置しています。敷地の都市計画ですが、湯沢都市計画の用途地域の指定がない地域に位置しています。

次に敷地の周辺状況についてご説明します。赤の実線が敷地の境界線で、赤の点線が敷地境界から100mの範囲になります。敷地の周囲の建物の状況ですが、敷地北側に住宅、民宿、湯沢市の火葬場、葬祭会館があります。また、敷地南側には倉庫及び事務所等があります。スクリーンの方からも確認いただけるとおり、敷地の100mの範囲内に教育文化施設・医療施設・福祉施設はなく、許可条件に合致しています。なお、申請者は計画について敷地周囲100mの範囲内の建物等の所有者に説明を行っており、特に異論はありませんでした。

ここから写真で敷地及び敷地周辺の状況をご説明します。こちらは敷地前面の湯沢市道を北側から撮影した写真になります。向かって左側が申請地で、右側が河川敷になります。

こちらは敷地前面の湯沢市道を南側から撮影した写真になります。向かって右側が申請地で既存のアスファルトプラントや附属施設である塗布場があります。

こちらは敷地前面の湯沢市道の敷地交差点付近を撮影した写真になります。手前の方に民宿があります。こちら敷地前面の湯沢市道の敷地交差点付近を撮影した写真になります。敷地北側の道路を挟んで向かって左手に民宿が、右手に住宅があります。

こちらは敷地東側の敷地境界の写真です。左側が田園になっています。なお、写真にある側溝は申請者が設置したものです。

こちら敷地から前面道路への出入口の写真になります。出入口は2箇所あり、こちらは北側の出入口の写真になります。

こちらは、平成29年度に新設したアスファルトプラントの写真になります。申請地では、今回申請された破砕処理施設の移設前に老朽化したアスファルトプラントの新設等の工事を行っております。なお、アスファルトプラントは建築基準法第51条の規制を受ける施設ではありません。

次に、施設の配置計画についてご説明します。図面の右側が北の方向になります。先ほど写真で見ました住宅がある方向です。左側の方が南側ということで、先ほどの配置図で倉庫がある方向になります。敷地への出入り口は湯沢市道に2箇所計画しています。本申請は、敷地の中央に破砕機を収納する鉄骨造平屋、床面積173.67㎡の破砕・分級施設と破砕後の碎石を保管する鉄骨造平屋、床面積187㎡の碎石置き場を配置する計画になっています。図面の赤い枠で囲んだ2棟となります。また、敷地内の既存施設として敷地の右側に破砕前の碎石等の置き場が、敷地左側にはアスファルトプラント、及び当該プラント用の碎石置き場、塗布場があります。敷地中央には事務所があり、アスファルトプラント及び破砕処理施設の両方を管理する計画になっています。

続いて、破砕機械の配置及び処理工程についてご説明します。はじめに、受け入れたがれき等を、検量、検収しまして、敷地北側の仮置き場所に荷卸します。次に、鉄筋等の不適合物を取り除き、破砕機で破砕します。破砕後、磁選機により金属くずを取り除きます。破砕したがれき類はふるいにかけてられ、再生碎石となり、隣接する建物である碎石置き場に搬出されます。

最後に、参考として環境部局の審査についてご説明します。議案第2号のがれき類処理施設は事前協議を要しない施設に該当し、平成29年10月3日付けで環境部局が設置許可申請書を受理しています。なお、本審議会への付議要件とはしていませんが、当該許可申請は平成29年12月12日付けで許可になっています。

審査項目の概要については、立地に関する基準として、施設の敷地境界から100m以内に学校等の施設がないこと等を確認することとなっています。なお、申請者は敷地境界から100mの範囲にある土地又は建物の所有者に事前説明を行っていましたが、特に異論はありませんでした。また、住宅の所有者からは計画についての同意を得ています。二つめの構造に関する基準として、騒音・振動等について確認することになっています。なお、敷地に隣接している住宅の屋外における騒音は、住宅地域の環境基準値を下回る計画になっています。三つめの維持管理に関する基準として、施設内での消火器の設置等、防火体制について確認することになっています。最後に、能力に関する基準として、所定の資格者の配置等を確認することとなっています。

議案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○山口会長

ありがとうございました。細かいところまで分かりやすく説明していただきました。今の説明につきまして、ご意見やご質問等ありましたらお願いします。

はい、鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員

案内図のところを見ると、確かこの近くに湯沢南中学校があると思うんですけども、その湯沢南中学校に関しては、条件は大丈夫ということですよ。

○亀山幹事

判断基準のひとつとして、敷地から100mの範囲内にそのような教育施設がある場合はだめですが、今回は100mの範囲内に中学校はありませんでしたので、それを含めて判断しています。

○鎌田委員

ありがとうございました。

○山口会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは私からひとつ。51条ただし書でいつも議論になるところですが、環境部局と建設部局と連携してやっていて、この案件は、環境部局の事前協議は要しないけれども、環境部局でそれなりのチェックリストに基づいて許可を出しているという前提のものであるということによろしいですね。

○亀山幹事

はい、そのようにしてチェックされています。

○山口会長

そうですね。ですから、そういうプロセスはこの都市計画審議会ですら確認して、その上に立って用途地域との整合とか、接続道路などの、いわば都市計画的なことで何か問題がないかということをチェックするのが我々都市計画審議会の役割であると、こう理解しているところですが、皆さんの中でいかがでしょうか。

はい、今野代理委員、お願いします。

○今野代理委員

破砕処理施設は建物で覆われていて、粉じんとかは出ないんですよね。

○山口会長

はい、お願いします。

○亀山幹事

今回の破砕機は、建物で覆われております。粉じん等は、建物の中では出るんですが、機械の方に散水機とか集塵機が付いていますので、それで処理をするようなかたちになっています。

○今野代理委員

分かりました。

○山口会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議案第2号につきまして裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

○山口会長

はい、ありがとうございます。それでは、本議案については原案どおり可決とします。

(6) 議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく工作物の敷地の位置の決定について

○山口会長

続きまして、「議案の第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく工作物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○亀山幹事

それでは、引き続きご説明します。議案第3号については、建築基準法第88条第2項

において準用する同法第51条ただし書きの規定に基づく工作物の敷地の位置の許可の事案です。申請者は、株式会社フジタ農工、申請工作物は、がれき類の破碎を行う産業廃棄物処理に該当する工作物です。申請地は、大仙市大曲西根字仁応治で大仙市の都市計画区域内に位置しています。都市計画区域内に産業廃棄物を処理する工作物を築造するにあたり、許可を必要とするものです。

先ほどの議案第2号は、破碎機械を上屋で覆うということで建築物となっていますが、議案第3号は上屋がない、機械だけということで工作物ということになります。

本件の処理施設ですが、これはがれき等を破碎する施設であり、一日あたり236.8トンの処理能力を有する産業廃棄物処理施設です。

それでは、資料22ページをご覧ください。秋田県都市計画審議会に付議された理由についてご説明します。

建築基準法は基本的に建築物を建築する場合の規制なのですが、政令で指定する工作物の築造において準用されることが同法第88条で規定されており、同法第51条の規定を準用することとされています。その他政令とは、建築基準法施行令第130条の2の2第2号イにより、廃棄物処理法施行令第7条に規定された産業廃棄物処理施設が位置の制限を受ける処理施設と規定されています。

本件処理施設は、一日あたり236.8トンの処理能力を有するがれき類の破碎施設であり、一日あたりの処理能力が5トンを超えますので、廃棄物処理法施行令第7条第8の2号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法第51条のその他政令で定める処理施設として位置の制限を受けることとなりますので、建築基準法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

先ほどもご説明したとおり、廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは、都市計画法の規定により都道府県であることから、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となります。以上のことから、建築基準法第51条ただし書きによる許可にかかる手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議させていただくものです。

次に、判断要件の適合状況についてご説明します。スクリーンをご覧ください。県では許可の判断の要件として、都市計画との整合性、敷地の周辺状況、及び環境部局の事前協議等の完了の3点を取り決めています。

はじめに、都市計画との整合性についてです。都市計画を定める大仙市から、用途地域の指定がない地域であり、都市計画上の利用方針との整合性に支障がないとの意見をいただいています。

次に、敷地の周辺状況についてです。敷地前面は幅員8mの私道であり大型車両の通行に支障がないこと、及び敷地から100mの範囲内に教育文化施設、医療施設、及び福祉施設がないことから、要件を満たしています。

最後に、環境部局との事前協議等の完了です。環境部局で廃棄物処理法の許可申請を平成30年1月22日に受理しています。なお、都市計画審議会に付議する要件にはしていませんが、廃棄物処理法の許可申請については平成30年2月27日付けで許可になっています。以上から、判断要件について、適合すると判断しています。

次に、敷地の位置についてご説明します。敷地は大仙市大曲西根字仁応治です。旧大曲市の西側、雷電山の麓に位置しており、申請者が運営している砕石プラントに近接しています。また、敷地の東側は国道105号や雄物川があり、敷地の西側は秋田自動車道、敷地の南側には山の手ホテルや大仙市総合公園のテニスコートがあります。敷地の都市計画ですが、大曲都市計画の用途地域の指定がない地域に位置しています。

敷地の周辺状況についてご説明します。赤色実線が敷地境界、赤色点線が敷地周囲100mを示しています。敷地は雷電山の麓に位置しており、申請者であるフジタ農工が運営している砕石場及び申請者が設置した調節池に隣接しています。また、敷地の周囲100m範囲内に申請者以外が所有している建物はなく、もっとも近接した建物が、敷地境界線から約170m離れた山の手ホテルの結婚式場になります。これは先ほどの敷地周囲の状況を拡大したものです。敷地周辺には、フジタ農工が経営している砕石場のみがあるということになります。こちらは敷地周辺の航空写真になります。水色の部分が国道105号

から申請地に至る私道を表しています。私道は申請者が碎石場を建設する際に整備したもので、碎石を運搬するトラックが通行しています。国道から申請地まで、約1.8kmあります。

ここから写真で敷地及び敷地周辺の状況をご説明します。こちらは敷地前面の私道から敷地を左奥側を撮影した写真になります。赤線が敷地境界線となります。

こちらは、敷地中央付近を前面道路から撮影した写真になります。

こちらは、敷地前面から敷地右奥側を撮影した写真になります。

こちらは、敷地前面の私道から敷地東側にある碎石プラントを撮影した写真になります。写真で緑色の部分が碎石プラントへの碎石投入口になります。

こちらは、敷地前面道路を西側に撮影した写真になります。

こちらは、敷地に近接した調節池を撮影した写真になります。これは、申請者が碎石プラントを計画した際に設置したのものになります。

これは、碎石プラントになります。

こちらは、敷地周辺の私道の写真になります。こちらは国道105号から私道に入る入口の写真です。ちょうど左手にトラックが見えますが、こちらが敷地の出入口になります。

こちらは、敷地出入口付近の私道の写真になります。写真の左側にありますが、事故を防止するため注意喚起の看板を設置しています。なお、申請者は当該私道を地域の方などが利用することを特に規制していないようです。

こちら申請地に向かう私道の間付近の写真になります。幅員は、だいたい8m前後の私道となります。

こちらは、調節池の手前から敷地方向に私道を撮影した写真になります。右側が調節池になりまして、山の陰になっていますが左奥側が申請地となっています。

こちら敷地までの私道を撮影した写真になります。この道路の右側に林がありますけれども、そのさらに右側に山の手ホテルの結婚式場が位置することになります。

こちらは敷地周辺の航空写真になります。山の手ホテルの結婚式場は私道からみると林を挟み若干高台に位置しています。右側に碎石プラントが位置しています。

こちらが、今回の敷地の配置図になります。配置図を拡大した図面はこちらになりまして、敷地内には西側に破砕機を配置し、敷地東側は破砕前のがれきの置き場になっています。

これは設置される機械の参考例ですが、このような工作物が設置されまして、左側の赤い枠で囲まれた部分、これが破砕機となりまして、ここで破砕された碎石が右側の方にベルトコンベアーで運ばれる計画になっています。

次のがれき類の処理施設の処理フローです。受け入れたがれき等を、検量、検収して、仮置き場所に荷卸します。次に、鉄筋等の不適合物を取り除き、破砕機で破砕します。破砕後、磁選機により金属くずを取り除きます。破砕したがれき類はふるいにかけて、再生碎石となり、敷地内に一時保管された後、製品として搬出されます。

最後に、環境部局の審査についてご説明します。議案第3号のがれき類処理施設は事前協議を要しない施設に該当し、平成30年1月22日に環境部局が設置許可申請書を受理しています。なお、本審議会への付議要件とはしていませんが当該許可申請は、同年2月27日付けで許可になっています。

続いて、審査項目の概要については、先ほど議案第2号でご説明した内容と同様になります。なお、構造に関する基準における騒音ですが、山の手ホテル結婚式場付近の私道における騒音は、住宅地域の環境基準値を下回る計画になっています。

議案についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○山口会長

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました議案第3号について、皆さまの中で意見やご質問等ありましたらお願いします。

はい、谷川原委員お願いします。

○谷川原委員

建物はないので大して心配はないかと思うんですが、後ろの山のがけ崩れみたいなものは別段心配しなくていいんでしょうか。かなり以前に整地した場所で、まったく大丈夫なものなのですか。

あと、調節池というのはどういう使い方をされているんですか。

○山口会長

はい、では2点お願いいたします。

○亀山幹事

山の方の件ですが、ここは砕石プラントを設置した際に整備した山になっていますので、がけ崩れ等の危険はないかと思っています。

また、調節池の方も砕石プラントを整備する際に整備したものですけれども、敷地内に降った雨水を一時的に溜めておくということで整備したかと思われま。

○谷川原委員

ということは、そこに、調整池に流れるように、何かこう排水しているんですか。

○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

特定行政庁の担当職員の建築住宅課の鈴木と申します。私の方からご説明します。

砕石プラントを申請者の方で設置する際に、開発行為の許可をとっているのですが、位置が山の上になるために、水が一気に麓の方に流れないようにということで、この調節池を設けるように指導があったと聞いています。委員ご指摘のとおり、今回の申請地の排水も調節池に流す計画になっていまして、一旦調節池でプールして、そこをオーバーしたものが下の方に流れるようなかたちになっていますので、一気に排水が放出されるという感じにはならないということです。

○山口会長

ありがとうございます。他にいかかでしょうか。皆さん、よろしいですか。

それでは、議案第3号について採決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手をお願いします。

【全員賛成】

○山口会長

はい、ありがとうございました。それでは、本議案については原案どおり可決します。

以上をもちまして、本日の予定された議案の審議はすべて終了しました。その他事務局から何かありますか。

○長谷川幹事

特にありません。

○山口会長

ありがとうございました。結構深い法律的な話も丁寧に説明していただいて、分かりやすい資料を作っていただきました。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第176回の審議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。